

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会

第7回会議資料



日 時：平成15年7月2日（水）午後2時から
場 所：伊方町民会館 3階 研修室

会 議 次 第

1 . 開 会

2 . 会長（瀬戸町長）あいさつ

3 . 委嘱状交付

4 . 自己紹介

5 . 三崎町長あいさつ

6 . 会議録署名人の指名について

（ ） （ ） （ ）

7 . 議 事

報 告

報告第14号 伊方町・瀬戸町合併協議会規約の変更について

報告第15号 伊方町・瀬戸町合併協議会事務局規程等の一部改正について

報告第16号 伊方町・瀬戸町合併協議会幹事会規程等の一部改正について

議 案

議案第10号 伊方町・瀬戸町合併協議会会議運営規程等の一部改正について

議案第11号 伊方町・瀬戸町合併協議会会議の傍聴に関する要綱等の一部改正について

議案第12号 平成15年度伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会会計補正予算（第1号）について

議案第13号 三崎町の加入に伴う協議項目等の取扱い方針について

その他

伊方町・瀬戸町2町による合併枠組への三崎町加入に伴う合併重点支援地域の追加指定について

第8回 伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会の日程について

8 . その他

9 . 副会長（伊方町長）あいさつ

10 . 閉 会

配布資料一覧表

	ページ
(報 告)	
1 . 報告第 1 4 号 伊方町・瀬戸町合併協議会規約の変更について	1
2 . 報告第 1 5 号 伊方町・瀬戸町合併協議会事務局規程等の一部改正について	8
3 . 報告第 1 6 号 伊方町・瀬戸町合併協議会幹事会規程等の一部改正について	1 8
(議 案)	
4 . 議案第 1 0 号 伊方町・瀬戸町合併協議会会議運営規程等の一部改正について	2 7
5 . 議案第 1 1 号 伊方町・瀬戸町合併協議会会議の傍聴に関する要綱等の一部改正について	3 2
6 . 議案第 1 2 号 平成 1 5 年度伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会会計補正予算(第 1 号)について	4 4
7 . 議案第 1 3 号 三崎町の加入に伴う協議項目等の取扱い方針について	5 2
(その他)	
8 . 伊方町・瀬戸町 2 町による合併枠組への三崎町加入に伴う合併重点支援地域の追加指定について	5 5
9 . 第 8 回 伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会の日程について	5 8

報 告

報 告 第 1 4 号

伊方町・瀬戸町合併協議会規約の変更について

地方自治法第256条の6の規定に基づき、伊方町・瀬戸町合併協議会規約の一部を改正する規約を別紙のとおり定めたので報告する。

平成15年7月2日提出

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会
会 長 井 上 善 一

伊方町・瀬戸町合併協議会規約の一部を改正する規約

伊方町・瀬戸町合併協議会規約（平成 14 年 12 月 24 日告示）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会規約

第 1 条中「及び瀬戸町（以下「2 町」という。）」を「、瀬戸町及び三崎町（以下「3 町」という。）」に改める。

第 2 条中「伊方町・瀬戸町合併協議会」を「伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会」に改める。

第 3 条第 1 項、第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 2 項、第 13 条第 2 項、第 14 条、第 16 条第 1 項並びに第 17 条中「2 町」を「3 町」に改める。

附 則

この規約は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会規約

(設置)

第1条 伊方町、瀬戸町及び三崎町(以下「3町」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を設置する。

(名称)

第2条 この合併協議会の名称は、伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会(以下「協議会」という。)とする。

(担当事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 合併の是非を含めた3町の合併に関する協議
- (2) 法第5条に基づく新町建設計画の作成
- (3) 3町の合併に必要な調査研究
- (4) 前3号に掲げるもののほか、3町の合併に関し必要な事項

(事務所の位置)

第4条 協議会の事務所は、西宇和郡伊方町湊浦1993番地の1伊方町役場内に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、3町の長の協議により、次条第1項の規定に基づき委員となるべき者の中から、これを選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 3町の長
- (2) 3町の議会の議長及び議会の選出する議員各3名
- (3) 3町の長が選出する学識経験を有する者各12名

2 前項の委員のほか、必要に応じて3町の長が協議により定めた者を委員として加えることができる。

3 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長の職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の開催場所及び日時並びに会議に付議すべき事件をあらかじめ委員に通知しなければならない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(会議の運営)

第10条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。
(小委員会)

第11条 協議会は、担当事務の一部について調査及び審議するため小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。
(幹事会及び専門部会)

第12条 協議会に提案する事項について必要な協議又は調整を行うため、協議会に幹事会を置く。

2 第3条各号に掲げる事項を専門的に協議し、又は調整するため、幹事会に専門部会を置く。

3 幹事会及び専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。
(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の組織、運営その他必要な事項は、3町の長が協議して別に定める。
(経費の負担)

第14条 協議会の運営に必要な経費は、3町が均等に負担する。
(顧問)

第15条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問の設置に関し必要な事項は、会長が別に定める。
(監査)

第16条 協議会の出納の監査は、3町の監査委員各1名に委嘱して行う。

2 前項の規定により委嘱を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第17条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、3町の長が協議して別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第18条 会長、副会長、委員、顧問及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

2 前項の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等は、会長が別に定める。
(協議会解散の場合の措置)

第19条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規約は、平成15年1月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成15年7月1日から施行する。

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会規約に関する協議書

伊方町長、瀬戸町長及び三崎町長（以下「3町の長」という。）は、伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会規約（以下「規約」という。）に規定する3町の長が協議して定める事項について、下記のとおり変更したので、協議書を取り交わす。

記

協議して定める事項

- 1 規約第6条第1項 (会長及び副会長)
- 2 規約第7条第1項第3号及び同条第2項 (委員)
- 3 規約第13条第2項 (事務局)
- 4 規約第17条 (財務に関する事項)

協議して定めた事項

- 1 規約第6条第1項に規定する会長及び副会長の選任について

会長には、瀬戸町長 井上善一を選任する。

副会長には、伊方町長 中元清吉、三崎町長 宮本征士を選任する。

- 2 規約第7条第1項第3号及び同条第2項に規定する学識経験を有する者及び協議により定めた者について

(1) 3町の長が各々選出する学識経験者

伊方町	瀬戸町	三崎町
田中康司	阿部好晴	福田一郎
篠川晴子	山本眞平	清水智素子
樋田剛	宮下寛	福島三郎
木下清	井戸本昭夫	中田幸藏
二宮定正	石崎照夫	西谷傳
田縁柳太郎	梶原磯雄	其田稔
山口和哉	井上喜代男	清家慎太郎
井上喜樹	河野ヤヨイ	小松道夫
小林栄喜	藤村泰昭	村市忠
古田宇佐彦	宮本敏光	梶谷吉幸
藤井順子	谷口利治	西川一彌
中藤勇	佐々木喜美香	小林文夫

- (2) 3町の長が協議により定めた者（愛媛県職員）
愛媛県八幡浜地方局総務福祉部長 藤田 昭 作

3 規約第13条第2項に規定する事務局について

下記のとおりとし、事務局規程については別添のとおりとする。

職氏名	事務局長	増田愛明				
	総務班長	山本桂二	調整第1班長	坂本明仁	調整第2班長	加藤克馬
	計画班長	三好 要	班長補佐	河上芳輝	班長補佐	竹内元昭
	庶務	明神千登勢				

4 規約第17条に規定する協議会の予算の編成、現金の出納その他財産に関し、必要な事項について

財務規程等については別添のとおりとする。

5 協議内容等の変更について

協議内容等に変更が生じたときは、別に協議書を取り交わすものとする。

上記協議の証として本書3通を作成し、各1通を所持するものとする。

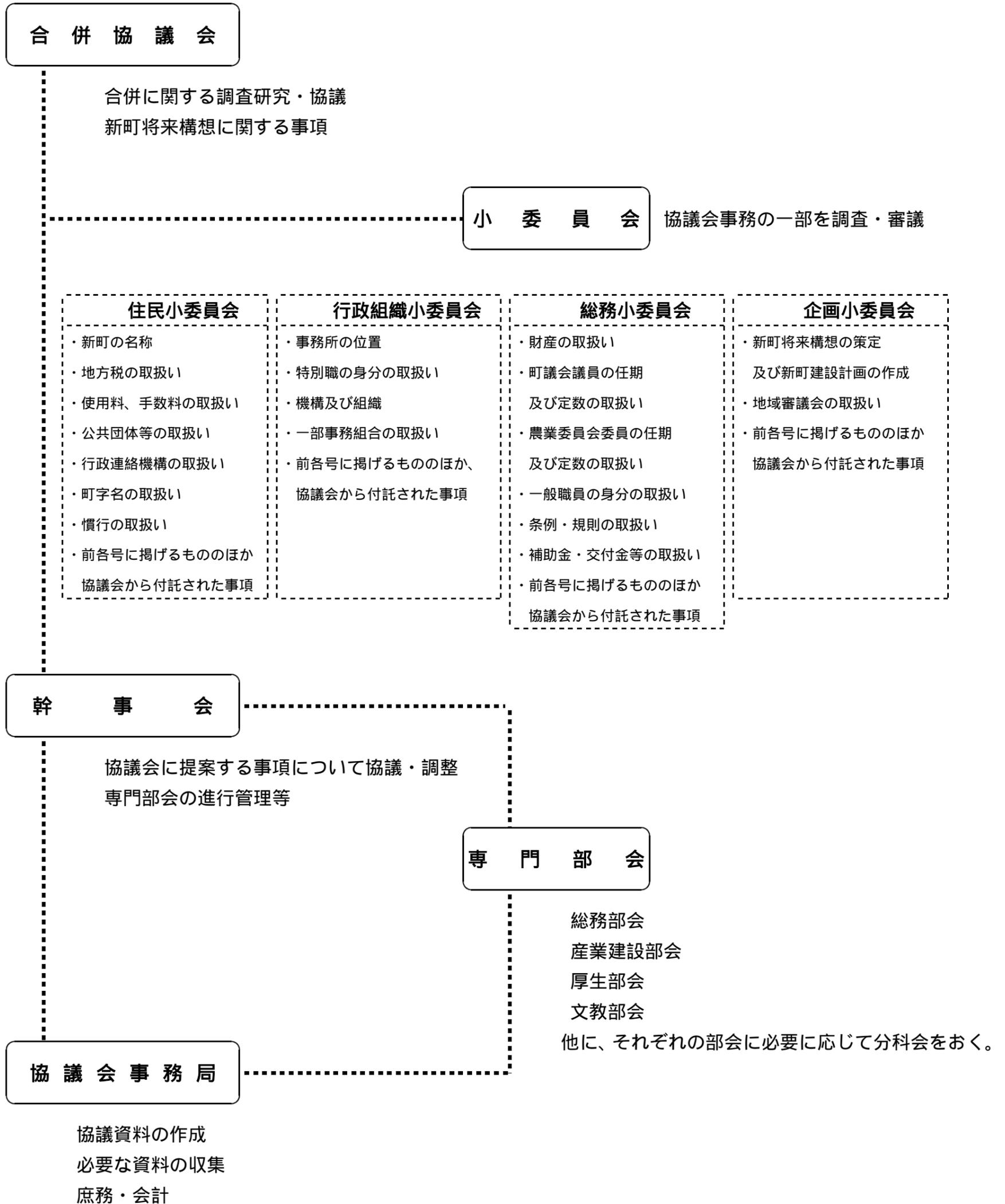
平成15年6月27日

伊方町長 中 元 清 吉 印

瀬戸町長 井 上 善 一 印

三崎町長 宮 本 征 士 印

合 併 協 議 会 組 織 図



合併協議会

合併に関する調査研究・協議
新町将来構想に関する事項

小委員会

協議会事務の一部を調査・審議

住民小委員会

- ・新町の名称
- ・地方税の取扱い
- ・使用料、手数料の取扱い
- ・公共団体等の取扱い
- ・行政連絡機構の取扱い
- ・町字名の取扱い
- ・慣行の取扱い
- ・前各号に掲げるもののほか
協議会から付託された事項

行政組織小委員会

- ・事務所の位置
- ・特別職の身分の取扱い
- ・機構及び組織
- ・一部事務組合の取扱い
- ・前各号に掲げるもののほか、
協議会から付託された事項

総務小委員会

- ・財産の取扱い
- ・町議会議員の任期
及び定数の取扱い
- ・農業委員会委員の任期
及び定数の取扱い
- ・一般職員の身分の取扱い
- ・条例・規則の取扱い
- ・補助金・交付金等の取扱い
- ・前各号に掲げるもののほか
協議会から付託された事項

企画小委員会

- ・新町将来構想の策定
及び新町建設計画の作成
- ・地域審議会の取扱い
- ・前各号に掲げるもののほか
協議会から付託された事項

幹事会

協議会に提案する事項について協議・調整
専門部会の進行管理等

協議会事務局

協議資料の作成
必要な資料の収集
庶務・会計

専門部会

総務部会
産業建設部会
厚生部会
文教部会
他に、それぞれの部会に必要な応じて分科会をおく。

報 告 第 1 5 号

伊方町・瀬戸町合併協議会事務局規程等の一部改正について

伊方町・瀬戸町合併協議会事務局規程等を別紙のとおり一部改正したので報告する。

平成15年7月2日提出

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会
会 長 井 上 善 一

伊方町・瀬戸町合併協議会事務局規程等の一部を改正する規程

(伊方町・瀬戸町合併協議会事務局規程の一部改正)

第1条 伊方町・瀬戸町合併協議会事務局規程(平成15年1月1日施行)の一部を次のように改正する。

第1条中「伊方町・瀬戸町合併協議会規約」を「伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会規約」に「伊方町・瀬戸町合併協議会」を「伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会」に改める。

第3条中「総務班、調整班及び計画班」を「総務班、調整第1班、調整第2班及び計画班」に改める。

第7条第1項第3号中「伊方町・瀬戸町」を「伊方町・瀬戸町・三崎町」に改める。
別表を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

区 分	分 掌 事 務
総 務 班	1 行政組織小委員会の協議事項に関すること 2 合併の諸手続きに関すること 3 庶務及び会計に関すること。 4 協議会の会議に関すること。 5 人事に関すること。 6 報酬等支給に関すること。 7 国、愛媛県との連絡調整に関すること。 8 協議会だより、ホームページに関すること。 9 その他、他の班に属さないこと
調整第1班	1 住民小委員会の協議事項に関すること 2 各種事務事業の一元化業務に関すること。 3 電算システムの統合に関すること。
調整第2班	1 総務小委員会の協議事項に関すること 2 例規立案業務に関すること 3 各種事務事業の一元化業務に関すること。
計 画 班	1 企画小委員会の協議事項に関すること 2 新町将来構想の策定及び新町建設計画の作成に関すること。 3 合併に係わる資料の編纂に関すること。

別表第2（第9条関係）

名 称	伊方町・瀬戸町・三崎町 合併協議会之印	伊方町・瀬戸町・三崎町 合併協議会長印	伊方町・瀬戸町・三崎町合併 協議会事務局長之印
ひな形	議 町 戸 伊 会 合 町 方 之 併 三 町 印 協 崎 瀬	議 町 戸 伊 会 合 町 方 長 併 三 町 印 協 崎 瀬	局 議 町 戸 伊 長 会 合 町 方 之 事 併 三 町 印 務 協 崎 瀬
寸 法	24mm × 24mm	21mm × 21mm	18mm × 18mm
書 体	てん書体	てん書体	てん書体
用 途	対外全般	対外全般	対外全般

（伊方町・瀬戸町合併協議会財務規程の一部改正）

第2条 伊方町・瀬戸町合併協議会財務規程（平成15年1月1日施行）の一部を次のように改正する。

第1条中「伊方町・瀬戸町合併協議会規約」を「伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会規約」に「伊方町・瀬戸町合併協議会」を「伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会」に改める。

第2条中「伊方町・瀬戸町合併協議会規約」を「伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会規約」に「伊方町及び瀬戸町」を「伊方町、瀬戸町及び三崎町」に改める。

第5条中「伊方町・瀬戸町合併協議会事務局規程」を「伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会事務局規程」に改める。

別表資料2中「伊方町・瀬戸町合併協議会」を「伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会」に「2町の例」を「3町の例」に改める。

附 則

この規約は、平成15年7月1日から施行する。

事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会規約第13条第2項の規定に基づき、伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) その他、協議会の運営に関し必要な事項

(組織及び事務分掌)

第3条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務班、調整第1班、調整第2班及び計画班を置く。

2 各班の分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(職員等)

第4条 事務局に事務局長、事務局次長その他必要な職員を置く。

(職員の職務)

第5条 事務局長は、協議会の会長(以下「会長」という)の命を受け、事務局の事務を総括する。

2 事務局次長(班長)は、事務局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 事務局内の連絡調整
- (2) 事務局長の職務の補佐
- (3) 事務局長に事故あるとき又は欠けたときの職務の代理
- (4) 自己の班に属する職員の指揮監督
- (5) 分掌する事務の管理

3 職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(決裁)

第6条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
- (2) 協議会に提案する議案の決定
- (3) 協議会の予算及び決算
- (4) 規程及び要領等の制定改廃
- (5) その他特に事務局長が重要と判断する事項

(専決事項)

第7条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 1件につき5万円未満の物品の購入その他契約の締結に関すること。
- (2) 事務局の運営に係る基本方針に関すること。

(3) 伊方町・瀬戸町・三崎町との連絡調整に関する事。

(4) 実務上の調査並びに照会及び回答に関する事。

(5) 職員の出張命令等に関する事。

(6) その他軽易な事項に関する事。

(代決)

第8条 会長が不在のときは、副会長がその事務を代決する

2 事務局長が不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。

(公印の取扱い)

第9条 協議会の公印の名称、ひな形、寸法、書体及び用途は、別表第2のとおりとする。

2 協議会の公印の保管は、事務局長が行う。

(職員の服務)

第10条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件については、職員の属する町の例による。

(給与)

第11条 職員の給与、共済費等については、それぞれ属する町の負担とする。ただし、旅費については、伊方町の例により協議会が支給する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年7月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区 分	分 掌 事 務
総 務 班	1 行政組織小委員会の協議事項に関すること 2 合併の諸手続きに関すること 3 庶務及び会計に関すること。 4 協議会の会議に関すること。 5 人事に関すること。 6 報酬等支給に関すること。 7 国、愛媛県との連絡調整に関すること。 8 協議会だより、ホームページに関すること。 9 その他、他の班に属さないこと。
調整第1班	1 住民小委員会の協議事項に関すること。 2 各種事務事業の一元化業務に関すること。 3 電算システムの統合に関すること。
調整第2班	1 総務小委員会の協議事項に関すること。 2 例規立案業務に関すること。 3 各種事務事業の一元化業務に関すること。
計 画 班	1 企画小委員会の協議事項に関すること。 2 新町将来構想の策定及び新町建設計画の作成に関すること。 3 合併に係わる資料の編纂に関すること。

別表第2（第9条関係）

名 称	伊方町・瀬戸町・三崎町 合併協議会之印	伊方町・瀬戸町・三崎町 合併協議会長印	伊方町・瀬戸町・三崎町 合併協議会事務局長之印
ひな形	議 町 戸 伊 会 合 町 方 之 併 三 町 印 協 崎 瀬	議 町 戸 伊 会 合 町 方 長 併 三 町 印 協 崎 瀬	局 議 町 戸 伊 長 会 合 町 方 之 事 併 三 町 印 務 協 崎 瀬
寸 法	24mm × 24mm	21mm × 21mm	18mm × 18mm
書 体	てん書体	てん書体	てん書体
用 途	対外全般	対外全般	対外全般

平成15年7月1日現在

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会
事務局組織

幹事会

幹事長
畑中芳久
(伊方町助役)
副幹事長
清水博義
(瀬戸町助役)
副幹事長
門田勲
(三崎町助役)

事務局長

増田愛明 (伊方町)

幹事

伊方町
菊池和彦 総務課長
濱口市作 企画財政課長
瀬戸町
森口又兵衛 総務課長
近田三郎 企画課長
三崎町
阿部松壽 総務課長
阿部一寿 企画財政課長

計画班

班長 三好 要
(瀬戸町)
補佐 河上 芳輝
(伊方町)
補佐 竹内 元昭
(三崎町)

調整第2班

班長 加藤 克馬
(次長兼) (三崎町)
補佐 河上 芳輝
(伊方町)
補佐 竹内 元昭
(三崎町)

調整第1班

班長 坂本 明仁
(次長兼) (瀬戸町)
補佐 河上 芳輝
(伊方町)
補佐 竹内 元昭
(三崎町)

総務班

班長 山本 桂二
(次長兼) (伊方町)
補佐 河上 芳輝
(伊方町)
補佐 竹内 元昭
(三崎町)
庶務 明神 千登勢
(伊方町)

監査委員

榊 田 信 夫 (伊方町代表監査委員)
中 西 正 利 (瀬戸町代表監査委員)
玉 里 善 雄 (三崎町代表監査委員)

財 務 規 程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めるものを除き、伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会規約第17条の規定に基づき、伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会規約第14条の規定に基づく伊方町、瀬戸町及び三崎町の負担金及びその他の収入を歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調整し、年度開始前に協議会の議決を得なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算を協議会の議決を経たときは、当該予算の写しを速やかに関係町長に送付しなければならない。

4 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会にかかる既定予算に補正の必要が生じた場合は、これを調整し、協議会の議決を得なければならない。

2 前項の規定により、補正予算を協議会の議決を経たときは、前条第3項の規定を準用する。

(歳入歳出予算の款及び項の区分)

第4条 歳入予算の款及び項の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款及び項の区分は別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。ただし、伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会事務局規程第7条第1号に該当する事項は、事務局長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が定める銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第6条 会長は、協議会事務局の職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

3 会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。

(予算の流用及び充用)

第7条 会長は、歳出予算の項間の流用をしたとき、又は予備費の充用をしたときは、次の協議会の会議に報告しなければならない。

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に協議会の決算を調整し、協議会の監査

委員の監査に付した後、協議会の会議の認定に付さなければならない。

- 2 会長は、前項の規定により、決算が協議会の認定を経たときは、当該決算の写しを関係町長に送付しなければならない。

(収入及び支出の手続き)

第9条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、別に定める様式によりこれを行うものとする。

- 2 協議会の出納員は、次の各号に定める帳簿を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な帳簿

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は伊方町の例により会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成15年1月1日から施行する。
- 2 第2条第2項に規定する予算は、協議会が設置された平成14年度の予算に限り、会長が第1回の協議会に報告し承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成15年7月1日から施行する。

別表第1(第4条関係) 歳入予算の款及び項の区分

款	項	(参考 目の区分)
1 負担金	1 負担金	項の区分名称による
2 繰越金	1 繰越金	
3 諸収入	1 雑入	

別表第2(第4条関係) 歳出予算の款及び項の区分

款	項	(参考 目の区分)
1 運営費	1 会議費	地方自治法施行規則第15条第2項の規定による節の区分を準用
	2 事務費	
2 事業費	1 事業推進費	
	2 調査研究費	
3 予備費	1 予備費	

別紙資料1 財務規程で別に定める事項

番号	条文番号	内 容	事項区分	備 考
1	第5条 第2項	現金預入 金融機関	別に定める	別紙資料2 案のとおり
2	第6条 第1項	協議会出納員	別に定める	別紙資料2 案のとおり
3	第9条 第1項	収入支出の 手続様式	別に定める 様式	別紙資料2 案のとおり
4	第9条 第2項	その他の 出納管理帳簿	詳細未定 事項	別紙資料2 案のとおり

別紙資料2

<p>1. <u>伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会</u>の現金預入金融機関について (第5条第2項関係)</p> <p><u>伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会</u>の現金預入金融機関については、下記の金融機関とする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;"><u>西宇和農業協同組合 伊方支店</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>2. 会長が命ずる協議会出納員について (第6条第1項関係)</p> <p><u>伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会</u>の出納員には、下記のものに命ずる。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><u>伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会事務局総務班の班長及びその他の職員</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>
<p>3. 収入及び支出の手続きについて (第9条第1項関係)</p> <p>収入及び支出の手続き様式については、<u>3町の例</u>により協議調整し、別途様式を事務局で定める。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>4. 出納管理を行うその他必要な帳簿について (第9条第2項第2号関係)</p> <p>出納の管理を行うその他必要な帳簿は、備品台帳、物品借上台帳及び施設借上台帳のほか、必要に応じ事務局で定める。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

報 告 第 1 6 号

伊方町・瀬戸町合併協議会幹事会規程等の一部改正について

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会規約第 12 条第 3 項の規定に基づき、幹事会規程等を別紙のとおり一部改正したので報告する。

平成 1 5 年 7 月 2 日提出

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会
会長 井 上 善 一

伊方町・瀬戸町合併協議会幹事会規程等の一部を改正する規程

(伊方町・瀬戸町合併協議会幹事会規程の一部改正)

第1条 伊方町・瀬戸町合併協議会事務局規程(平成15年1月1日施行)の一部を次のように改正する。

第1条中「伊方町・瀬戸町合併協議会規約」を「伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会規約」に「伊方町瀬戸町合併協議会」を「伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会」に改める。

第2条中「伊方町及び瀬戸町」を「伊方町、瀬戸町及び三崎町」に改める。

第4条中「副幹事長1名」を「副幹事長2名」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第4条関係)

町名	役職名	氏名	幹事会での役職等
伊方町	助役	畑中芳久	幹事長
	総務課長	菊池和彦	
	企画財政課長	濱口市作	
瀬戸町	助役	清水博義	副幹事長
	総務課長	森口又兵衛	
	企画課長	近田三郎	
三崎町	助役	門田勲	副幹事長
	総務課長	阿部松壽	
	企画財政課長	阿部一寿	

(伊方町・瀬戸町合併協議会専門部会規程の一部改正)

第2条 伊方町・瀬戸町合併協議会専門部会規程(平成15年1月1日施行)の一部を次のように改正する。

第1条中「伊方町・瀬戸町合併協議会規約」を「伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会規約」に「伊方町瀬戸町合併協議会」を「伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会」改める。

第2条中「伊方町・瀬戸町合併協議会幹事会幹事長」を「伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会幹事会幹事長」に改める。

第4条中「副部会長1名」を「副部会長2名」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第3条関係)

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会専門部会委員

	総務部会	産業建設部会	厚生部会	文教部会
伊方町	総務課長	建設課長	住民課長	総務学校教育課長
	企画財政課長	水道課長	福祉課長	生涯学習課長
	税務課長	農林水産課長	保健環境課長	
	副収入役	商工観光課長		
	町長公室長			
	議会事務局長			
瀬戸町	総務課長	産業課長	町民課長	学校教育課長
	企画課長	企画課長	福祉課長	生涯教育課長
	会計室長	建設課長	診療所事務長	
	議会事務局長			
	町民課長			
三崎町	総務課長	建設水道課長	保健福祉課長	学校教育課長
	企画財政課長	産業課長	町民課長	生涯学習課長
	出納室長			
	議会事務局長			
	町民課長			

(伊方町・瀬戸町合併協議会報酬及び費用弁償に関する規程の一部改正)

第3条 伊方町・瀬戸町合併協議会報酬及び費用弁償に関する規程(平成15年1月1日施行)の一部を次のように改正する。

第1条中「伊方町・瀬戸町合併協議会規約」を「伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会規約」に「伊方町・瀬戸町合併協議会」を「伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会」に改める。

第3条中「伊方町及び瀬戸町」を「伊方町、瀬戸町及び三崎町」に改める。

附 則

この規程は、平成15年7月1日から施行する。

幹 事 会 規 程

(趣旨)

第1条 伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会規約(以下「規約」という。)第12条第3項の規定に基づき、伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会(以下「協議会」という。)の幹事会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、協議会の会長(以下「会長」という。)の指示を受け、協議会に提案する必要な事項について、協議又は調整するものとする。

2 前項に規定するもののほか、伊方町、瀬戸町及び三崎町の合併に必要な事項について協議又は調整するものとする。

(組織)

第3条 幹事会は、幹事及び協議会の事務局長、各班長をもって組織する。

2 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(役員)

第4条 幹事会に次の役員を置く。

(1) 幹事長1名

(2) 副幹事長2名

2 役員は、幹事の互選により定める。

(役員職務)

第5条 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。

2 幹事長は、会議を主宰し、会議の議長となる。

3 幹事会は、必要に応じて規約第12条第2項に規定する専門部会と合同で会議を開催することができる。

4 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を要請することができる。

(報告)

第7条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 幹事会の庶務は、協議会事務局において処理する。

(費用弁償)

第9条 第6条第4項の要請に応じ会議に出席した者に、費用弁償として旅費を支給する。ただし、地方公共団体の常勤の特別職、一般職については、支給しない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年7月1日から施行する。

別表（第4条関係）

町名	役職名	氏名	幹事会での役職等
伊方町	助役	畑中芳久	幹事長
	総務課長	菊池和彦	
	企画財政課長	濱口市作	
瀬戸町	助役	清水博義	副幹事長
	総務課長	森口又兵衛	
	企画課長	近田三郎	
三崎町	助役	門田勲	副幹事長
	総務課長	阿部松壽	
	企画財政課長	阿部一寿	

専 門 部 会 規 程

(趣旨)

第1条 この規程は、伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会規約(以下「規約」という。)第12条 第3項の規定に基づき、伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会(以下「協議会」という。)の専門部会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 専門部会は、伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会幹事会幹事長(以下「幹事長」という。)の指示を受け、規約第3条各号に掲げる事項について、専門的に協議又は調整する。

(組織)

第3条 専門部会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(役員)

第4条 専門部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 2名

2 役員は、委員の互選により選出する。

(役員職務)

第5条 部会長は、専門部会を代表し、会を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、部会長が必要に応じて招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会長は、必要に応じて関係職員等の出席を要請することができる。

4 専門部会は、必要に応じて関係する部会と合同の会議を開催することができる。

(分科会)

第7条 専門部会に、必要に応じ分科会を設置することができるものとする。

(報告)

第8条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 専門部会の会議の庶務は、部会長の属する町の担当部門が行う。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会専門部会委員

	総務部会	産業建設部会	厚生部会	文教部会
伊方町	総務課長	建設課長	住民課長	総務学校教育課長
	企画財政課長	水道課長	福祉課長	生涯学習課長
	税務課長	農林水産課長	保健環境課長	
	副収入役	商工観光課長		
	町長公室長			
	議会事務局長			
瀬戸町	総務課長	産業課長	町民課長	学校教育課長
	企画課長	企画課長	福祉課長	生涯教育課長
	会計室長	建設課長	診療所事務長	
	議会事務局長			
	町民課長			
<u>三崎町</u>	総務課長	建設水道課長	保健福祉課長	学校教育課長
	企画財政課長	産業課長	町民課長	生涯学習課長
	出納室長			
	議会事務局長			
	町民課長			

報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会規約（以下「規約」という。）第18条の規定に基づき、伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会（以下「協議会」という。）の委員等の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 協議会の会長、副会長、委員、顧問及び監査委員（以下「協議会委員等」という。）の報酬は、日額5,500円とする。ただし、地方公共団体の常勤の特別職、一般職及び議会議員については、これを支給しない。

(費用弁償の額)

第3条 協議会委員等が、協議会の職務を行うために伊方町及び瀬戸町以外の区域に出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。

(支給方法)

第4条 協議会委員等に支給する旅費については、伊方町の例により、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の規定を準用する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、協議会委員等の費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年7月2日から施行する。

議 案

議 案 第 1 0 号

伊方町・瀬戸町合併協議会会議運営規程等の一部改正について

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会規約の規定に基づき、会議運営規程等の一部を改正する規定等を別紙のとおり提出する。

平成15年7月2日提出

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会
会長 井 上 善 一

伊方町・瀬戸町合併協議会会議運営規程等の一部を改正する規程

(伊方町・瀬戸町合併協議会会議運営規程の一部改正)

第1条 伊方町・瀬戸町合併協議会会議運営規程(平成15年1月14日施行)の一部を次のように改正する。

第1条中「伊方町・瀬戸町合併協議会規約」を「伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会規約」に「伊方町・瀬戸町合併協議会会議」を「伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会会議」に改める。

(伊方町・瀬戸町合併協議会会議申し合わせ事項の一部改正)

第2条 伊方町・瀬戸町合併協議会会議申し合わせ事項(平成15年1月14日施行)の一部を次のように改正する。

本則中「伊方町・瀬戸町合併協議会規約」を「伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会規約」に改める。

第1中「平成14年度の」を削り「2町」を「3町」に改める。

第3中「2名の委員」を3名の委員 に改める。

(伊方町・瀬戸町合併協議会小委員会規程の一部改正)

第3条 伊方町・瀬戸町合併協議会小委員会規程(平成15年1月14日施行)の一部を次のように改正する。

第1条中「伊方町・瀬戸町合併協議会規約」を「伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会規約」に「伊方町・瀬戸町合併協議会」を「伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会」に改める。

第2条中「伊方町・瀬戸町合併協議会」を「伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会」に改める。

第4条中「副委員長1名」を「副委員長2名」に改める。

第9条中「2町の長」を「3町の長」に改める。

附 則

この規程は、平成15年7月2日から施行する。

会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会規約(以下「規約」という。)第10条第3項の規程に基づき、伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、委員の半数以上の賛成があるときは、公開しないことができるものとする。

2 会議の運営に関しては、公平・公正な協議の推進に努めるものとする。

(会長等の責務)

第3条 会長は、規約第10条第2項の規定により会議の議長となり、副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開閉等)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

(表決)

第5条 会議の議事は、全会一致をもって決することを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

(傍聴)

第6条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴については、会長が会議に諮り別に定める。

(会議録)

第7条 議長は、次の各号に掲げる事項を記録した会議録を調製するものとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席委員等の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) その他会長が必要と認めた事項

(会議録等の公開)

第8条 会議録及び会議に提出された文書は、原則として公開する。

2 前項の公開は、会長が別に定める方法により行うものとする。

(規律)

第9条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(関係者の出席)

第10条 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年1月14日から施行し、平成15年1月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成15年7月2日から施行する。

会議運営申し合わせ事項

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会規約第10条第3項の規定に基づき、協議会会議の運営等に関し、次のとおり定めるものとする。

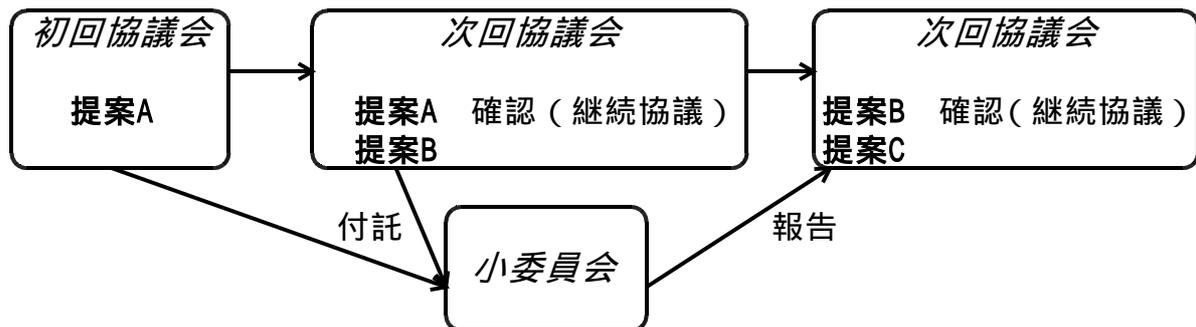
1 会議の定期開催

会議開催日及び開催時間は、原則として、以下のとおりとする。

- (1) 開催日 会長が招集する日（概ね毎月中旬頃）
会議開催日に次回開催期日通知
- (2) 会議時間 午後（必要に応じて変更可）
- (3) 開催場所 3町持ち回り開催

2 事前提案の原則

協議事項については、原則として、質疑及び協議を行う会議の前の会議において事前提案し、説明を行うものとする。議案、その他については提案日において処理するものとする。



議案の取り扱い

報告・議案・協議・その他とし、小委員会等から協議会への報告案件は報告事項として、協議会で定める事項については議案、合併問題等の協議事項については協議として取り扱いこれら以外の案件については、その他として取り扱うものとする。

3 会議録の調製

会議録は、協議会において定めた3名の委員が署名するものとする。

協議会会議の内容は、発言者の氏名も含め全文記録を行い、この会議録は公開するものとする。

4 傍聴の取扱い

協議会及び小委員会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、委員の半数以上の賛成があるときは、公開しないことができるものとする。

5 資料提供の取扱い

協議会資料は、協議資料と附属資料とに分類し、配布するものとする。

小 委 員 会 規 程

(趣旨)

第1条 この規程は、伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会規約(以下「規約」という。)第11条第2項の規定に基づき、伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会(以下「協議会」という。)の小委員会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 小委員会は、伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会から付託された事項について調査又は審議をするものとする。

(委員)

第3条 小委員会の委員は、協議会の委員のうちから選任する。

2 選任方法、委員数その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(役員)

第4条 小委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 2名

2 役員は、小委員会の委員の互選により定めるものとする。

(役員の職務)

第5条 委員長は、小委員会を主宰し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 小委員会の会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要に応じて関係者の出席を要請することができる。

(報告)

第7条 委員長は、小委員会における審議の経過及び結果について、協議会の会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 小委員会の庶務は、規約第13条第1項に規定する協議会の事務局において処理するものとする。

(費用弁償)

第9条 第6条第3項の規定により、関係者(3町の長及び行政職員を除く。)が小委員会に出席したときは、費用弁償を支給する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年1月14日から施行し、平成15年1月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成15年7月2日から施行する。

議 案 第 1 1 号

伊方町・瀬戸町合併協議会会議の傍聴に関する
要綱等の一部改正について

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会規約の規定に基づき、会議の傍聴に関する要綱等の一部改正を別紙のとおり提出する。

平成15年7月2日提出

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会
会長 井上善一

伊方町・瀬戸町合併協議会会議の傍聴に関する要綱等の一部を改正する要綱

(伊方町・瀬戸町合併協議会会議の傍聴に関する要綱の一部改正)

第1条 伊方町・瀬戸町合併協議会会議の傍聴に関する要綱(平成15年1月14日施行)の一部を次のように改正する。

第1条中「伊方町・瀬戸町合併協議会会議運営規程」を「伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会会議運営規程」に改める。

第3条中「伊方町・瀬戸町合併協議会」を「伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会」に改める。

様式第1号(第3条関係)中「伊方町・瀬戸町合併協議会会議傍聴人受付簿」を「伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会会議傍聴人受付簿」に改める。

(伊方町・瀬戸町合併協議会住民小委員会設置要綱の一部改正)

第2条 伊方町・瀬戸町合併協議会住民小委員会設置要綱(平成15年1月14日施行)の一部を次のように改正する。

第1条中「伊方町・瀬戸町合併協議会」を「伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会」に改める。

第2条中「委員8名」を「委員12名」に改める。

(伊方町・瀬戸町合併協議会総務小委員会設置要綱の一部改正)

第3条 伊方町・瀬戸町合併協議会総務小委員会設置要綱(平成15年1月14日施行)の一部を次のように改正する。

第1条中「伊方町・瀬戸町合併協議会」を「伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会」に改める。

第2条中「委員8名」を「委員12名」に改める。

(伊方町・瀬戸町合併協議会行政組織小委員会設置要綱の一部改正)

第4条 伊方町・瀬戸町合併協議会行政組織小委員会設置要綱(平成15年1月14日施行)の一部を次のように改正する。

第1条中「伊方町・瀬戸町合併協議会」を「伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会」に改める。

第2条中「委員8名」を「委員12名」に改める。

(伊方町・瀬戸町合併協議会企画小委員会設置要綱の一部改正)

第5条 伊方町・瀬戸町合併協議会企画小委員会設置要綱(平成15年1月14日施行)の一部を次のように改正する。

第1条中「伊方町・瀬戸町合併協議会」を「伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会」に改める。

第2条中「委員8名」を「委員12名」に改める。

附 則

この規程は、平成15年7月2日から施行する。

会議の傍聴に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会会議運営規程第6条第2項の規定に基づき、伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会会議(以下「会議」という。)の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 会議の傍聴人の定員は30名とする。ただし、会場の都合によりこれを制限することができる。

(傍聴の手續)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、伊方町・瀬戸町合併協議会の事務局において、傍聴人受付簿(第1号様式)に住所、氏名及び年齢を記入しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、複写機、映写機の類を携帯している者。ただし、撮影又は録音することにつき協議会の会長(以下「会長長」という。)の許可を得た者を除く。
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者
- (7) 酒気を帯びていると認められる者
- (8) 異様な服装をしている者
- (9) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等、会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等、示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (7) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(職員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか傍聴の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年1月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月2日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

平成 年 月 日

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会会議傍聴人受付簿

番号	住 所	氏 名	年 齢	番号	住 所	氏 名	年 齢
1				6			
2				7			
3				8			
4				9			
5				10			

住民小委員会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会(以下「協議会」という。)における協議事項のうち、次に掲げる事項について、調査又は審議を行うため、住民小委員会(以下「小委員会」という。)を設置する。

- (1) 新町の名称
- (2) 地方税の取扱い
- (3) 使用料、手数料の取扱い
- (4) 公共的団体等の取扱い
- (5) 行政連絡機構の取扱い
- (6) 町字名の取扱い
- (7) 慣行の取扱い
- (8) 前各号に掲げるもののほか、協議会から付託された事項

(構成)

第2条 小委員会は、協議会小委員会規程第3条第1項の規定に基づき、次に定める委員12名で構成する。

- (1) 協議会規約第7条第1項第2号に定める委員各町1名
- (2) 協議会規約第7条第1項第3号に定める委員各町3名
- (その他)

第3条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年1月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月2日から施行する。

[伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会]

住民小委員会

委員長 副委員長

委員区分	町名	役職名	氏名	備考
2号委員	伊方町	議会	小泉和也	
	瀬戸町	議会	阿部道忠	
	三崎町	議会	松下均	
3号委員	伊方町	学識経験者	井上喜樹	
			田中康司	
			藤井順子	
	瀬戸町	学識経験者	宮下寛	
			井上喜代男	
			佐々木喜美香	
	三崎町	学識経験者	福田一郎	
			小林文夫	
			梶谷吉幸	

総務小委員会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会(以下「協議会」という。)における協議事項のうち、次に掲げる事項について、調査又は審議を行うため、総務小委員会(以下「小委員会」という。)を設置する。

- (1) 財産の取扱い
 - (2) 町議会議員の任期及び定数の取扱い
 - (3) 農業委員会委員の任期及び定数の取扱い
 - (4) 一般職員の身分の取扱い
 - (5) 条例・規則の取扱い
 - (6) 補助金、交付金等の取扱い
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、協議会から付託された事項
- (構成)

第2条 小委員会は、協議会小委員会規程第3条第1項の規定に基づき、次に定める委員12名で構成する。

- (1) 協議会規約第7条第1項第2号に定める委員各町1名
 - (2) 協議会規約第7条第1項第3号に定める委員各町3名
- (その他)

第3条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年1月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月2日から施行する。

[伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会]

総務小委員会

委員長 副委員長

委員区分	町名	役職名	氏名	備考
2号委員	伊方町	議会	谷藤公敏	
	瀬戸町	議会	久世隆博	
	三崎町	議会	阿部吉馬	
3号委員	伊方町	学識経験者	樋田剛	
			木下清	
			古田宇佐彦	
	瀬戸町	学識経験者	阿部好晴	
			梶原磯雄	
			谷口利治	
	三崎町	学識経験者	其田稔	
			小松道夫	
			清家慎太郎	

行政組織小委員会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会(以下「協議会」という。)における協議事項のうち、次に掲げる事項について、調査又は審議を行うため、行政組織小委員会(以下「小委員会」という。)を設置する。

- (1) 事務所の位置
 - (2) 特別職の身分の取扱い
 - (3) 機構及び組織
 - (4) 一部事務組合の取扱い
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会から付託された事項
- (構成)

第2条 小委員会は、協議会小委員会規程第3条第1項の規定に基づき、次に定める委員12名で構成する。

- (1) 協議会規約第7条第1項第2号に定める委員各町1名
 - (2) 協議会規約第7条第1項第3号に定める委員各町3名
- (その他)

第3条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年1月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月2日から施行する。

[伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会]

行政組織小委員会

委員長 副委員長

委員区分	町 名	役 職 名	氏 名	備 考
2号委員	伊 方 町	議 会	上 野 守	
	瀬 戸 町	議 会	松 澤 周 作	
	三 崎 町	議 会	中 村 敏 彦	
3号委員	伊 方 町	学 識 経 験 者	小 林 栄 喜	
			山 口 和 哉	
			二 宮 定 正	
	瀬 戸 町	学 識 経 験 者	井 戸 本 昭 夫	
			山 本 眞 平	
			宮 本 敏 光	
	三 崎 町	学 識 経 験 者	福 島 三 郎	
			中 田 幸 藏	
			村 市 忠	

	伊 方 町	町 長	中 元 清 吉	
	瀬 戸 町	町 長	井 上 善 一	
	三 崎 町	町 長	宮 本 征 士	

企画小委員会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会(以下「協議会」という。)における協議事項のうち、次に掲げる事項について、調査又は審議を行うため、企画小委員会(以下「小委員会」という。)を設置する。

- (1) 新町将来構想の策定及び新町建設計画の作成
 - (2) 地域審議会の取扱い
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、協議会から付託された事項
- (構成)

第2条 小委員会は、協議会小委員会規程第3条第1項の規定に基づき、次に定める委員12名で構成する。

- (1) 協議会規約第7条第1項第2号に定める委員各町1名
 - (2) 協議会規約第7条第1項第3号に定める委員各町3名
- (その他)

第3条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年1月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月2日から施行する。

[伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会]

企画小委員会

委員長 副委員長

委員区分	町名	役職名	氏名	備考
2号委員	伊方町	議 会	田丸喜一	
	瀬戸町	議 会	二宮英喜	
	三崎町	議 会	小林絹久	
3号委員	伊方町	学識経験者	田縁柳太郎	
			中藤 勇	
			篠川晴子	
	瀬戸町	学識経験者	石崎照夫	
			藤村泰昭	
			河野ヤヨイ	
	三崎町	学識経験者	西谷 傳	
			清水智素子	
			西川 一 彌	

議案 第 12 号

平成 15 年度

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会補正予算書

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会

平成15年度 伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会会計補正予算（第1号）

平成15年度 伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会会計補正予算（第1号）を次のとおり提出する。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 8,557 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 32,023 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成15年7月2日 提出

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会

会長 井上善一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	金額
1 負担金		21,464	7,492	28,956
	1 負担金	21,464	7,492	28,956
2 県支出金		2,000	1,000	3,000
	1 県補助金	2,000	1,000	3,000
3 繰越金		1	65	66
	1 繰越金	1	65	66
4 諸収入		1	0	1
	1 雑入	1	0	1
歳入合計		23,466	8,557	32,023

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	金額
1 運営費		13,791	#REF!	#REF!
	1 会議費	5,076	#REF!	#REF!
	2 事務費	8,715	#REF!	#REF!
2 事業費		9,620	#REF!	#REF!
	1 事業推進費	9,620	#REF!	#REF!
3 予備費		55	0	55
	1 予備費	55	0	55
歳出合計		23,466	#REF!	#REF!

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

第1款 負担金

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節		説 明
項	目				区 分	金 額	
1	負担金	21,464	7,492	28,956		7,492	
	1 負担金	21,464	7,492	28,956	1 負担金	7,492	各町運営費負担金 7,492
							伊方町 -1,080
							瀬戸町 -1,080
							三崎町 9,652

32,023 - 3,000 - 21,464 - 66 (繰越金) - 1 = 7,492千円(補正額)

負担額(3町均等)

28,956,000円 ÷ 3 = 9,652千円

伊方・瀬戸町 9,652 - 10,732 = 1,080千円

三崎町 9,652千円(端数処理)

第2款 県支出金

科 目		補正前の額	補正額	計	節		説 明
項	目				区 分	金 額	
1	県補助金	2,000	1,000	3,000		1,000	
	1 県補助金	2,000	1,000	3,000	1 県補助金	1,000	合併協議会運営費補助金 1,000

合併市町村 3 × 1,000千円 = 3,000千円

3,000千円 - 2,000千円 = 1,000千円

第 3 款 繰越金

科 目		補正前の額	補正額	計	節		説 明
項	目				区 分	金 額	
1	繰越金	1	65	66		65	
	1 繰越金	1	65	66	1 繰越金	65	前年度繰越金 65 66,668

前年度繰越金 66,668円

66,668 - 1,000 = 65,668円

第 3 款 諸 収 入

科 目		補正前の額	補正額	計	節		説 明
項	目				区 分	金 額	
1	雑 入	1	0	1		0	
	1 雑 入	1	0	1	1 雑 入	0	預金利子 0

第 2 款 事業費

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明
項	目				特 定 財 源		一般財源	区 分	金 額	
					国・県支出金	その他				
	1 事業推進費	9,620	1,353	10,973	0	0	1,353		1,353	
	1 事業推進費	9,620	1,353	10,973	0	0	1,353	8 報償費	0	謝金 0
								9 旅 費	0	講師旅費 0
								11 需用費	200	消耗品費 0 印刷製本費 200
								12 役務費	0	通信運搬費 0
								13 委託料	1,153	新町建設計画策定支援 1,000 ホームページ作成委託 153
										事務事業一元化・ 例規立案策定支援 0
								14 使用料及び 賃借料	0	サーバ使用料 0

第 3 款 予 備 費

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明
項	目				特 定 財 源		一般財源	区 分	金 額	
					国・県支出金	その他				
	1 予 備 費	55	0	55	0	0	0		0	
	1 予 備 費	55	0	55	0	0	0		0	予備費 0

三崎町の加入に伴う協議項目等の取扱い方針について

三崎町の加入に伴う協議項目等の取扱い方針を、次のとおり定める。

記

1 合併の方式についての一部改正

合併の方式について（平成15年1月15日確認）中、「西宇和郡伊方町、同郡瀬戸町」を「西宇和郡伊方町、同郡瀬戸町及び三崎町」に改める。

2 一般職の身分の取扱いについての一部改正

一般職の身分の取扱いについて（平成15年4月17日確認）中、「伊方町、瀬戸町」を「伊方町、瀬戸町及び三崎町」に改める。

3 特別職の身分の取扱いについての一部改正

特別職の身分の取扱いについて（平成15年4月17日確認）中、「2町」を「3町」に改め、「1町のみ」の次に「、又は2町に」を加え、「2町の長」を「3町の長」に改める。

4 条例・規則の取扱いについての一部改正

条例・規則の取扱いについて（平成15年4月17日確認）中、「2町」を「3町」に改め、「1町のみ」の次に「、又は2町に」を加える。

5 公共的団体等の取扱いについての一部改正

公共的団体等の取扱いについて（平成15年4月17日確認）中、「2町」を「3町」に改める。

6 慣行の取扱いについての一部改正

慣行の取扱いについて（平成15年4月17日確認）中、「2町」を「3町」に改める。

7 継続中のものについて

協議経過をそのまま踏襲するものとする。

上記について、承認を求める。

平成15年7月2日提出

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会

会 長 井 上 善 一

そ の 他

伊方町・瀬戸町 2 町による合併枠組への三崎町加入に伴う
合併重点支援地域の追加指定について

要 望 書

平成 1 5 年 7 月

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会

要 望 書

伊方町・瀬戸町 2 町による合併枠組への三崎町加入に伴う 合併重点支援地域の追加指定について

愛媛県におかれましては、市町村の合併推進にあたり種々ご高配を賜っておりますことに対しまして、心から感謝を申し上げます。

伊方町と瀬戸町は、国の行財政改革、地方分権推進の大きな流れを受けて平成 14 年 9 月 6 日に 2 町による任意の合併協議会を設置、本年 1 月 1 日には法定合併協議会へ移行し、合併の方式、合併の時期、新町の事務所の位置などの協定項目について協議・確認作業を進めて参ったところであります。

一方、三崎町では、合併の枠組を問う県内初の住民投票を本年 2 月 23 日に実施し、「3 町合併」の結論が出され、3 月 5 日には同町長が伊方町、瀬戸町の町長及び議長を訪ね、合併協議会への参加を正式に申し入れました。

これを受け、三崎町の枠組受け入れについて両町では議会並びに住民の意見集約を行なった結果、三崎町民の意向を尊重し、合併の枠組みに同町を加えることの合意を得、平成 15 年 6 月 23 日開催の 3 町議会において全会一致で三崎町加入の議決を頂き、7 月 1 日より、3 町による法定合併協議会として新たなスタートを切ったところであります。

さて、合併重点支援地域の指定による同地域に対する様々の支援策につきましましては、合併協議を進めて行く上で重要・不可欠な条件となっておりますが、当地域においては既に伊方町と瀬戸町が平成 14 年 11 月 14 日付けで地域指定を頂いたところであります。

つきましては、この度の三崎町の枠組参加によりまして、合併重点支援地域として三崎町地域の追加指定を要望するものであります。

県ご当局には、事情ご賢察の上、何卒格段のご高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

平成 15 年 7 月 日

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会
会長 井 上 善 一

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会構成町・議会の長

伊方町

伊方町長 中 元 清 吉

伊方町議会議長 谷 藤 公 敏

瀬戸町

瀬戸町長 井 上 善 一

瀬戸町議会議長 久 世 隆 博

三崎町

三崎町長 宮 本 征 士

三崎町議会議長 阿 部 吉 馬

第 8 回 伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会の日程について

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会開催一覧表

	開催町	開催場所	開催日時
第 1 回	伊方町	伊方町役場	平成 15 年 1 月 14 日 (火) 14:00 ~
第 2 回	瀬戸町	瀬戸町民センター	平成 15 年 2 月 14 日 (金) 14:00 ~
第 3 回	伊方町	伊方町役場	平成 15 年 3 月 17 日 (月) 14:00 ~
第 4 回	瀬戸町	瀬戸町民センター	平成 15 年 4 月 17 日 (木) 14:00 ~
第 5 回	伊方町	伊方町役場	平成 15 年 5 月 23 日 (金) 10:00 ~
第 6 回	瀬戸町	瀬戸町民センター	平成 15 年 6 月 27 日 (金) 10:30 ~
第 7 回	伊方町	伊方町民会館	平成 15 年 7 月 2 日 (水) 14:00 ~
第 8 回	三崎町	三崎町民会館	平成 15 年 7 月 31 日 (木) 14:00 ~
第 9 回	瀬戸町	瀬戸町民センター	平成 15 年 8 月 日 () 14:00 ~
第 10 回	伊方町	伊方町民会館	平成 15 年 9 月 日 () 14:00 ~
第 11 回	三崎町	三崎町民会館	平成 15 年 10 月 日 () 14:00 ~
第 12 回	瀬戸町	瀬戸町民センター	平成 15 年 11 月 日 () 14:00 ~
第 13 回	伊方町	伊方町民会館	平成 15 年 12 月 日 () 14:00 ~